

クローン技術規制法の特定胚一覧

第148回生命倫理専門調査会
参考資料3第147回生命倫理専門調査会
参考資料3

名称	概要	性質	指針	胎内移植
1. 人クローン胚	ヒトの体細胞の核をヒト除核卵にいれてできる胚	無性生殖になる	○ 取り扱いは原始線条出現又は14日まで	法律×
2. ヒト動物交雑胚	ヒトの精子と動物の卵子(又はその逆の組み合わせ)の間で作られる胚	人間の亜種になる胚	×	法律×
3. ヒト性集合胚	ヒト胚と動物の胚等が集合して一体となった胚		×	法律×
4. ヒト性融合胚	ヒトの体細胞の核を動物の除核卵に入れてできる胚		×	法律×
5. ヒト胚分割胚	ヒト胚を発生初期に分割した胚	有性生殖により、一卵性多児の人工的産生が可能	×	指針×
6. ヒト胚核移植胚	発生初期のヒト胚の核をヒト除核卵にいれてできる胚		○ 取り扱いは原始線条出現又は14日まで	指針×
7. ヒト集合胚	ヒト胚とヒト胚等が集合して一体となった胚		×	指針×
8. 動物性融合胚	動物の体細胞の核をヒトの除核卵にいれてできる胚	一部にヒトの要素を持つ動物胚	×	指針×
9. 動物性集合胚	動物胚とヒト体細胞等が集合して一体となった胚		○	指針 ヒト× 動物○